

# 埼玉県立自然公園特別地域内における各種行為の許可基準の 細部解釈及び運用方法

平成14年3月20日 環境防災部長決裁  
平成15年3月25日 改正  
平成16年3月31日 改正  
平成23年7月 1日 改正

埼玉県立自然公園条例施行規則（昭和49年埼玉県規則第31号。（以下「規則」という。））第14条の2及び規則別表第1の2（以下「別表」という。）に規定する許可基準の細部解釈及び運用方法を以下のとおり定める。

- 1 「申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと」（規則第14条の2第2号）

県立自然公園内において埼玉県立自然公園条例（昭和33年条例第15号。以下「条例」という。）による許可を要する行為については、各種行為の区分に応じ、別表を適用して判断されるべきことは当然である。

しかし、当該行為が別表の各号に掲げるすべての要件に該当する場合であっても、射撃場、オートレース場、ある種の工場の設置等、その行為による騒音、悪臭、ふんじん等の発生により当該行為地周辺の風致又は景観に著しい支障を与えることが明らかかな場合等においては風致の保護の全体的な立場からその行為を不許可とする必要があるという趣旨である。

- 2 「申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかかな行為」（規則第14条の2第3号）

ある行為の当然の帰結として予測され、かつ当該行為と密接不可分の関係にある行為が、条例により不許可となることが確実な場合は、たとえその行為自体は前各項の要件すべてに合致するものであっても許可しないことができる。このような例としては、地質調査ボーリングが別表第3号の要件にすべて合致していても、これと密接不可分の関係にある工作物の新築が不許可となることが確実である場合に地質調査ボーリングを不許可とする事例が考えられる。

- 3 「災害により滅失した建築物の復旧のため」（別表第1号第1項）

災害復旧の場合であつて、防災上の観点から災害前に建築物が位置していた場所における新築が不合理である場合を除き、既存の建築物が位置していた場所における建替えの場合に限るものとする。（以下同じ。）

- 4 「学術研究その他公益上必要」（別表第1号第1項）

ア 学術研究のため必要な行為とは、その行為の主たる目的が学術研究のためになされるものをいい、単に学術研究が付随的な目的となっている行為は学術研究のため必要な行為とは認めないので、この観点から申請行為に関し、その申請主体、申請の趣旨、内容効果等を十分審査する必要がある。

イ 公益上必要な行為とは、その行為が直接的に公益に資するものに限定して考えるべきであり、たとえば、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げるような行為及び自然環境の保全を目的とした行為等が考えられる。

また、公益上必要と認められるか否かは、当該行為を当該地で行うことの公益性と当該地を当該行為から保護することの公益性を比較衡量の上、審査する必要がある。（以下同じ。）

- 5 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる」（別表第1号第1項）

申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものとは、①当該行為の目的、内容からみて必然的にその行為地が限定されるもの、又は②当該行為の目的、内容からみてその行為地が一定の範囲の地域内に限定され、かつ当該範囲の地域外で行うことが、経済的観点その他の観点から見て著しく不合理であるものをいう。①の例としては、現に地すべりが起きている土地又はそのおそれが顕著な土地における地すべり防止工事に関連してなされる行為、②の例としては、ある一定の区域を避けて設置するとその設置の意味がなくなってしまう標識の新築が考えられる。（69を除き以下同じ。）

- 6 「植生の復元が困難な地域等」（別表第1号第1項（2）イ）

その地域の自然的価値が、第一種特別地域と同じ程度に高い地域であって、その地域が狭小であり、又はその自然の実態からみて、線引きにより第一種特別地域に指定することが技術的に困難であるものについて、特に貴重な自然を有する特定地域の保護のため、特別な配慮を行うものとする趣旨である。

このような取扱いをしようる場合は、地域地種区分制度が設けられている趣旨にかんがみ、明確かつ合理的な場合に限られるべきであり、当該具体的地域における自然的価値の高さについて明確な認識が可能であることが必要である。具体的には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政措置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。（以下同じ。）

- 7 「主要な展望地」（別表第1号第1項（3））

利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業たる道路（駐車場も含む。）のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。（以下同じ。）

- 8 「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」（別表第1号第1項（3））及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」（別表第1号第1項（4））

展望及び眺望に係る支障の程度については、検討の対象地及びその周辺における保全の対象、眺望の対象並びに利用の状況を踏まえるとともに、視点場と視対象との関係を十分に把握した上で判断する必要がある。その際には、景観の視覚特性に関する代表的指標として一般的に景観アセスメントに用いられている垂直視覚等に関する既

存の知見を、展望や眺望に係る支障を回避するための指針及び支障の程度を評価するための目安として採用することが望ましい。

また、第1項(3)においては、視点場は明示されていないが、この場合「眺望の対象を眺望する際に利用される主要な展望地」(ただし、自然公園の区域の内外を問わない。)が視点場に該当すると解すべきである。

「山稜線を分断する」とは、山稜が空を背景として描く輪郭線(スカイライン)の連続性が工作物の出現により切断されることを意味しており、一般的にこのような場合には特に風景景観上の支障が大きくなるとされていることから、本号における代表的な事例として掲げているものである。なお、山稜線を分断する場合であっても、山稜が眺望の方向に位置しない、又は工作物が十分遠方に位置し目立たない場合については、必ずしも眺望の対象に著しい支障を及ぼすものとはならない。(以下同じ。)

9 「屋根及び壁面の色彩並びに形態」(別表第1号第1項(5))

屋根の形態については、陸屋根を避け、勾配屋根とする等固い印象を与えないものが望ましい。屋根及び壁面の色彩については、原色を避けることはもちろん、公園利用者に必要以上の強い印象を与える色彩は用いないようにさせる必要がある。また、色彩数も必要最小限にとどめさせることが望ましい。(以下同じ。)

10 「跡地の整理を適切に行う」(別表第1号第1項(6))

当該地に建築物が存する以前の土地の状態に近い状態に復する行為をいう。(以下同じ。)

11 「申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」(別表第1号第2項)

申請に係る場所が位置する公園内において既に執行され、若しくは執行されようとしている公園事業、当該公園内において農林漁業、鉱業、採石業等土地に定着した産業に従事する者及び従事しようとする者、申請に係る場所の位置する特別地域内で現に行われ、若しくは行われようとしている事業に従事する者及び従事しようとする者等のうち、諸般の状況から申請に係る場所に居住することが必要と、特に認められるものをいう。ただし、季節的に雇用される者又は短期の雇用につくことを常態とする者は除く。

12 「基準日において申請に係る場所に現に居住していた者」(別表第1号第2項)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第9号に定める開発行為として特別地域内に住宅の新築、改築若しくは増築を行おうとする者であって、当該行為に係る知事への届出を基準日前に既に完了していたもの、又は基準日現在、申請に係る場所に居住していた者から相続を受けた者等が含まれる。なお、ここでいう「相続」とは民法上の規定に基づいたものであり、人の死亡によってその財産上の権利義務を他の者が包括的に承継することをいう。

13 「住宅」(別表第1号第2項)

もっぱら11、12に規定する者のみが居住するための建築物をいい、集合住宅を含むものとする。

14 「住宅部分を含む建築物」(別表第1号第2項)

同一建築物内に当該建築物の所有者自らの居住の用に供する部分が延べ面積の2分

の1以上である建築物をいうものであり、店舗併用住宅、民宿等がこれに含まれる。

なお、延べ面積が400㎡を越えるものについては、住宅以外の部分も規模が大きくなることから、第6項において取り扱うものとする。

15 「用途上不可分である建築物」(別表第1号第2項)

住宅に付随して設けられる物置、車庫等、主たる建築物の用途を補完するために付随して設けられる建築物をいう。

16 「分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築」(別表第1号第4項)

集合別荘(分譲ホテルを含む。)、集合住宅又は保養所であって、分譲地等内に設けられるものは、「分譲地等内に設けられる建築物」に含まれる。

17 「用途上不可分である建築物」(別表第1号第4項)

研修所等における宿泊棟、研修棟、食堂棟、管理棟のようにいずれをとっても互いに補完しあう関係にある建築物のことをいう。したがって、貸別荘群と管理棟との関係はこれに含まれない。

18 「敷地」(別表第1号第4項(8))

一つの建築物又は用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物がある一区画の土地をいう。

なお、建築物の敷地界が所有界と一致している場合は問題はないが、貸別荘群や「離れ式」宿泊施設のように、一連の土地に同種の建築物を多数設けるような場合には、個々の建築物の敷地を区画させ図面等により明定させる必要がある。(以下同じ。)

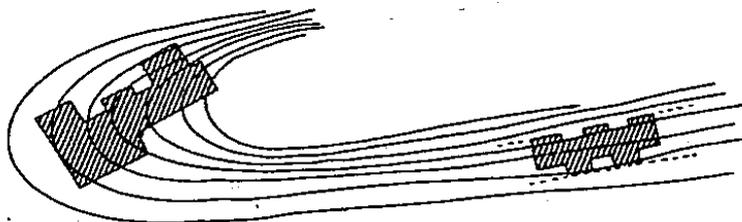
19 「建築物の水平投影外周線で囲まれる土地」(別表第1号第4項(11))

建築物の地下部を含むものとする。

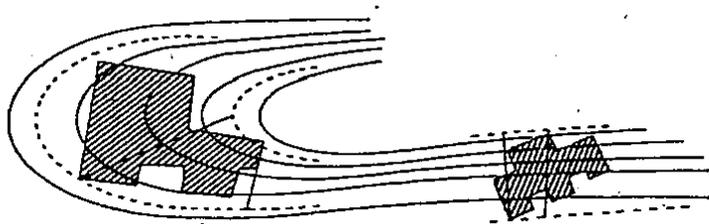
20 「土地の勾配」(別表第1号第4項(11))

建築物の水平投影外周線で囲まれる土地のうち最急部分の地形勾配を算定するものとするが、建築物の形態が複雑である場合等にあっては次の手順により算定する。

- ① 申請書に添付された地形図その他の地形を記した図面において、土地の形状変更を行わずに建築物を設けたと仮定した場合の当該建築物に接する部分の標高の最高点と最低点を選定する。(該当する点が複数存する場合には、最高に該当する点と最低に該当する点とを相互に結ぶ直線が最短となる場合の両点とする。)



- ② 最低点と等しい標高の線上の最高点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最高点とを直線で結ぶ。同様に、最高点と等しい標高の線上の、最低点から建築物の設けられる方向に向かって最短距離にある点と、当該最低点とを直線で結ぶ。



③ ②の直線のうち短い方の直線の勾配を算定する。

- 2 1 「(1 1)に規定する土地及びその周辺の土地」(別表第1号第4項(1 2))  
建築物が四囲からさえぎられることなく望見されることとなる場合には、当該地の風致景觀に与える支障が大きいため、当該要件を定めたものである。したがって、この場合の「周辺の土地」の範囲は上記の趣旨を考慮して、それぞれ具体的な事例に即して判断されるべきものである。
- 2 2 「低木林地」(別表第1号第4項(1 2))  
気象条件等により平屋建ての建築物が、四囲から容易に望見される程度の高さしか樹木が生育し得ない樹林地をいう。
- 2 3 「高木の生育が困難な地域」(別表第1号第4項(1 2))  
例えば、砂丘、溶岩原等の土地をいう。
- 2 4 「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路」(別表第1号第4項(1 3))  
公園事業として執行された道路(自転車道、歩道を含む。以下同じ。)及び同道路と同等の利用がなされ、管理計画等により当該公園の利用に資していると認められている公道に限るものとする。  
ただし、長距離自然歩道の標識区間にあつては状況に応じて取り扱うものとする。(以下同じ。)
- 2 5 「路肩」(別表第1号第4項(1 3))  
路肩が明確でない場合には、道路として認識され得る部分の両端を適宜路肩として選定する。なお、「路肩」については、道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第10号に規定する定義(道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行車道に接続して設けられる帯状の道路の部分)によるものとする。(以下同じ。)
- 2 6 「車道」(別表第1号第7項)  
車両の用に供する道路をいう。
- 2 7 「車道の新築」(別表第1号第7項)  
新築とは、従来、車道の開設していない土地に新たに車道を設けることをいい、既設の車道を延長する行為を含む。
- 2 8 「残土」(別表第1号第7項(1))  
工事の施行に伴い生ずる土砂のうち不要となる土砂をいうが、条例による許可を受けて行われる行為又は許可を要しない行為に流用されるものは、ここでは残土として取り扱わない。(以下同じ。)
- 2 9 「その風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合」(別表第1号第7項(1))

特別地域の風致の維持に支障をきたすような残土の処理方法は認めないという趣旨であり、土砂の流出、崩壊防止措置及び捨土地の緑化等の措置が十分に講じられる計画になっているものをいう。(以下同じ。)

30 「緑化が困難であると認められる場合」(別表第1号第7項(4))

緑化に用いるべき郷土種と同種の植物の入手が困難である場合等をいう。(以下同じ。)

31 「車道の改築又は増築」(別表第1号第8項)

改築とは、既存の車道の幅員を超えない範囲内の舗装、こう配の緩和、線形の改良又は前記の行為とあわせて行われるのり面の改良等をいう。増築とは、既存車道の幅員を拡大する行為をいう。

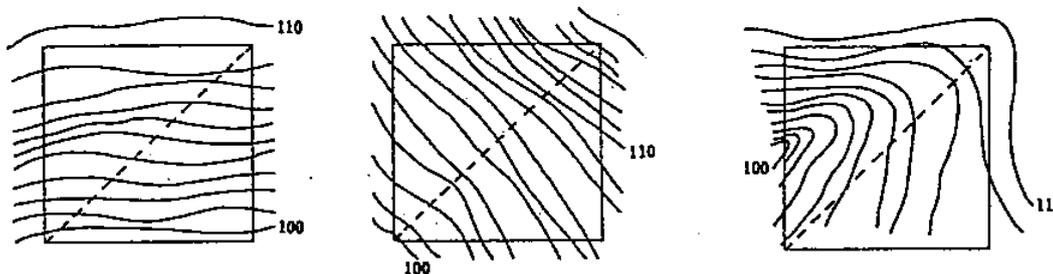
32 「勾配」(別表第1号第9項(9))

申請書に添付された地形図上におとした30メートルメッシュごとに判断するものとし、メッシュの一边又は対角線を基線として測定した勾配のいずれかひとつでも、30パーセントを超えるメッシュの区域内全域を30パーセントを超える土地とする。

なお、この場合、地形勾配が30パーセントを超えるか否かの算定は、等高線が基線と交差する本数を数えることで足りるものとし、その本数(メッシュの頂点を通過するものは含めない。また同一標高であるものは1本と数える。)が、次の表に掲げる数以上の場合に、当該勾配は30パーセントを超えるというものとする。

基線 \ 等高線	1 m 間隔の等高線	2 m 間隔の等高線
周 辺 の 一 辺	10	5
対 角 線	15	8

(例)勾配が30パーセントを超えるものとする場合(1 m 間隔の等高線)



33 「関連分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とする」(別表第1号第9項(10))

保存緑地は既存の樹林地に配置するものとし、やむを得ず植生が損なわれた場所を保存緑地とする場合にあっては、当該地域周辺により供給された種苗(移入種を除く)等を用い緑化し樹林化するものとする。

保存緑地の配置にあたっては、勾配が30パーセントを超える土地の周辺地域も必

要に応じ保存緑地とするなど、風致の維持上不自然とならない配置にするよう指導する。

3.4 「保存緑地とされた土地において新築を行う」(別表第1号第9項(11))

道路又は上下水道施設が新築され、分譲地等の造成が行われた後において、新たに保存緑地において道路(駐車場を含む。)又は上下水道の新築を行う場合をいう。

3.5 「次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものである」(別表第1号第9項(12))

アの図面及びイの書面文案を申請にあたって添付させ、本要件で要求されている内容になっていることを確認する必要がある。

3.6 「関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下である」(別表第1号第9項(14))

20ヘクタールを超える分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築は許可しないという趣旨である。20ヘクタールを超える分譲地等の造成がなされることが明らかな計画になっているものにあつては、その計画のうち20ヘクタール以下の分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築のみを許可の判断の対象とし、さらに、この部分を許可した場合であっても、これに続く分譲地等の造成に係る道路及び上下水道施設の新築の許可の判断は、前に許可したものの分譲地等の造成が、本号に掲げるすべての要件に該当する方法で実際になされたことを確認したうえで行うものとする。

なお、この場合、1回の許可に係る分譲地等の相互間には十分な緩衝緑地を設けさせることにより、各分譲地等が独立した形態とみなせることが必要である。

3.7 「屋外運動施設」(別表第1号第10項)

もっぱら屋外において運動を行うために設けられる施設をいい、テニスコート、プール、スケート場等をいう。なお、本区分は、当該屋外運動施設の表面がコンクリート、アスファルト、アンツーカー、クレイ、人工芝等によって被われることになっている場合に適用するものとし、単に地ならしする程度の場合は、土地の形状変更として取り扱う。

3.8 「総施設面積の敷地面積に対する割合」(別表第1号第10項(5))

テニスコート等の屋外運動施設と管理棟等の建築物が併設される場合が考えられるが、こうした場合にあつても建築物については第1号第1項から第6項までの要件が適用されるので、第1号第1項から第6項までの各区分に掲げる建築物ごとに定められている敷地面積に対する割合を超えた建築物は、当該要件に適合しない。

なお、この場合、敷地面積として算定する土地には屋外運動施設の敷地面積として算定する土地を含むこととする。

3.9 「野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」(別表第1号第11項(8))

本要件は、単にこの計画内容のみから判断しても、他に資料を参照するまでもなく、野生動植物の生育又は生息を含めて風致又は景観の維持上重大な支障が生じることが明らかなものは許可しないという趣旨である。なお、野生動植物の生息又は生育その他の風致又は景観の状況が明らかでなく、この計画が重大な支障を及ぼすおそれの有無を判断するために必要と認められる場合にあつては、適

切な事前調査の結果に基づき風致又は景観への影響評価を行う。(以下同じ。)

- 4 0 「伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること」(別表第2号(1)イ)

伐採予定森林が比較的大面積にわたる場合には、定められた択伐率内において伐採を平均化させる必要があるという趣旨である。

この趣旨にかんがみ森林の最小区分内においても伐採が一部の地域に集中しないよう指導することが望ましい。

なお、森林の最小区分としては、林班若しくは小班界又は土地所有界による区分を用いることが適当である。

- 4 1 「当該区分の現在蓄積」(別表第2号(1)イ)

当該森林区分内に存する胸高直径3センチメートル以上の立木の材積の総和をいうものとする。(以下同じ。)

- 4 2 「標準伐期齢に見合う年齢」(別表第2号(1)ウ)

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第2項第2号の規定により定められた標準伐期齢をいうものとする。(以下同じ。)

- 4 3 「第二種特別地域内において行われるもの」(別表第2号(2))

第二種特別地域において木竹の伐採を行おうとしている者から事前相談を受けた場合であって、皆伐法によれば風致の維持に支障が生ずる場合は、択伐法にするよう指導することが望ましい。

- 4 4 「第三種特別地域内において行われるもの」(別表第2号(3))

第三種特別地域においては、要件を定めないということである。

- 4 5 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの」(別表第2号(4))

この例としては、地域住民が自己の用に供する薪炭等を得るために行う木竹の伐採が考えられる。

- 4 6 「測量のために行われるもの」(別表第2号(4))

測量のために行われる木竹の伐採であっても、当該測量の目的となる行為が条例により許可される見込みのないものについては、規則第14条の2第3号により許可しないものとする。

- 4 7 「木竹の損傷」(別表第3号)

木竹の伐採(木を切り倒すこと、または、根から掘取ること。)以外の行為であって、木竹の枝を切り折ること、又は、木竹を傷つけることをいう。

- 4 8 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの」(別表第3号(1))

当該範囲の地域外で行うことが、その行為地の特殊性その他の観点から見て著しく不合理であるものをいう。心ない一部の利用者によるいたずらの防止が規制の主目的であるため、森林の整備及び保全を図るために行う木竹の損傷のほか、学術研究、公益上、地域住民の日常生活の行為を含め広範囲の行為が不要許可であり、許可を要する行為は限定される。

- 4 9 「露天掘り」(別表第4号第1項)

露出した鉱物若しくは土石又は表土を除いて露出させた鉱物若しくは土石を直接掘採し、又は採取することをいう。ただし、このようなものであって掘採又は採取の面積が1平方メートルを超えないものは露天掘り以外の方法によるものとして取扱う。

なお、土石の採取を行うことにより敷地を造成し、工作物を新築し、改築し又は増築する行為については、工作物の新築及び土石の採取として取扱う。このような場合の土石の採取は、露天掘りであっても行為の主たる目的である工作物の新築、改築又は増築の許否の判断に従うこととする。ただし、この場合、土石の採取に係る面積及び量は必要最小限にとどめられていなければならない。(以下同じ。)

50 「自然的、社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること」(別表第4号第2項(1)イ)

地形そのものを改変させてしまう露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取は、原則として許可しない。しかし、基準日現在生業として継続されてきた土石の採取行為が許可されなくなってしまうのは当該行為者の生活をおびやかすことになり適当でないため、生業の維持に係る場合の特例として本号を規定している。したがって本号で定める期間及び規模は、申請者等の生活を守るために必要な範囲に限定する。この場合、できるだけ早期に終掘させる方向で指導するのが適当である。

51 「現在の地形を大幅に改変するものでないこと」(別表第4号第2項(3))

この例としては、転石を採取するもの又は田畑等の地下2メートル程度までに存する土石を採取するもので、跡地に表土を埋め戻すことによりほぼ採取前と同様の状態に復することが可能であるものが考えられる。

52 「露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるもの」(別表第4号第2項(4)イ)

鉱業権の対象となる鉱物が地表近くに存在する場合等であって、露天掘り以外の方法で掘採することが露天掘りで掘採する方法に比して技術的、経済的に著しく不合理と認められるものをいう。

53 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること」(別表第5号(1)イ)

この例としては、地域住民が自己の用に供するため引水する行為等が考えられる。

54 「水位の変動についての計画が明らかなもの」(別表第5号(2))

当該行為により水位又は水量が現状と異なることとなる時期及びその範囲並びに変動量に関する計画が明らかになっているものをいう。

55 「表示面の面積」(別表第6号(1)イ)

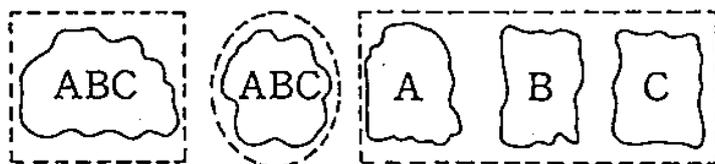
表示面の面積は以下の方法により算定する。

ア 表示板の場合

表示板の面積を算定する。表示板の形状により板面積の算定が困難な場合には、当該表示板を内包できる長方形または円の面積を算定する。

なお、表示板が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の表示板を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。また、表示面の両面に表示されている場合は、両面合わせて一表示面とする。表示面が複

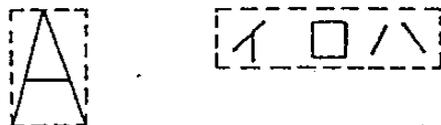
数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合であって、表示面の配列が同一平面上にない場合には、ウにより算定する。



イ 壁面等に表示する場合

表示する文字等を内包できる長方形または円の面積を算定する。

なお、表示する文字等が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の文字等を内包できる長方形または円の面積を一表示面として算定する。

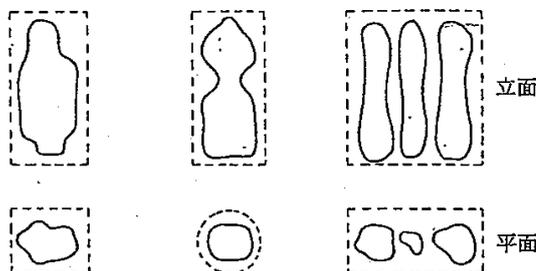


ウ 立体的な広告物の場合

広告物の側面積を算定する。広告物の形状により側面積の算定が困難な場合には当該広告物を内包できる円柱又は角柱の側面積を算定する。

なお、広告物が複数であり、かつ、それらが一連のものとなっている場合には、一連の広告物を内包できる円柱または角柱の側面積を一表示面として算定する。

(以下同じ。)



5 6 「設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること」(別表第 6 号 (2) エ)

別表第 6 号 (2) に規定する場所に誘導するという目的のため必要最小限のもののみ認めるという趣旨であり、設置場所は主要道路からの分岐点等に限られる。

5 7 「複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が 10 平方メートル以下であること」(別表第 6 号 (2) カ)

一定の地域に個々の広告物が無秩序に多数設置される場合よりも、一つの広告物に統合される方が風致景観の維持上望ましい場合には、表示面積が 1 平方メートルを超える統合広告物を認めるという趣旨である。

ただし、この場合であってもその統合広告物の表示面積は 10 平方メートル以下であり、かつ個々の表示面積は 1 平方メートル以下でなければならない。

5 8 「広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するもの」(別表第 6 号 (4) )

広告が表示されたベンチ、くず籠等の簡易施設を設置する場合に適用する。

5 9 「表示面積」(別表第 6 号 (4) ウ)

表示する文字等が複数である場合は、これらの文字等を内包できる長方形又は円の面積を表示面積として算定する。

6 0 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの」(別表第 7 号)

この例としては、地域住民が自己の用に供するため土石等の指定された物を集積又は貯蔵する行為をいう。

6 1 「農林漁業に付随して行われるもの」(別表第 7 号)

農林漁業に伴う行為をいい、例えば、耕作の際に発生した土石等を集積する行為をいう。

6 2 「自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること」(別表第 7 号 (4) )

物の集積は風致の維持に支障を及ぼすおそれが大きいことから集積又は貯蔵の期間及び規模は最小限とすることが望ましく、例えば期間について集積又は貯蔵する物の取扱いに他法令の処分が必要な場合は当該他法令の処分に要する期間を許可の期限とし、規模については許可期限の範囲内に処理できる規模とする。

6 3 「主要な公園利用地点」(別表第 7 号 (5) )

公園を利用する際の拠点等となっており、公園利用に供されている園地、広場、休憩所、展望施設などのほか、公園事業道路等(駐車場も含む。)をいう。

6 4 「集積し、又は貯蔵する高さが 10メートルを超えるものでないこと」(別表第 7 (6) )

「集積し、又は貯蔵する高さ」とは、当該物の占める空間の水平投影面上における当該物の最高地点と最低地盤との差をいうものとする。

6 5 「崩壊し、飛散し、及び流出するおそれ」(別表第 7 号 (9) )

上記のおそれを防止するため、①集積又は貯蔵の量等により変形・腐食・損壊しない性質又は品質を有する容器の使用、②安定勾配による物の集積又は貯蔵等により適切な措置が講じられていない場合をいう。

なお、廃棄物に関する物の集積については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について(平成 10 年 5 月 7 日、衛環 37, 各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)第 7 廃棄物の保管基準に関する事項等を参考とし、適宜廃棄物関係部局に確認等を行った上で取り扱うものとする。

6 6 「集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと」(別表第 9 号 (2) )

いわゆる分譲地造成や墓地造成など、工作物等を集団的に設置するために、あらかじめ行われる造成をいうものである。

なお、道路又は上下水道施設の設置のみを行う分譲地等の造成は、工作物の新築として把握し、別表第 1 号第 9 項を適用する。

6 7 「土地を階段状に造成するもの」(別表第 9 号 (3) )

傾斜地を階段状に造成するものであり、農林漁業を営むために必要と認められるもの

は、例えば、傾斜地の棚田や果樹園等が該当する。

68 「絶滅のおそれ」（別表第10号（2）及び第12号（2））

申請に係る特別地域内において、野生植物（又は動物）の種又は個体群について、当該種又は個体群の存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないこと、その個体の数が著しく減少しつつあること、その個体の主要な生育地（又は生息地）が消滅しつつあること、その個体の生育（又は生息）の環境が著しく悪化しつつあることその他当該野生植物（又は動物）の当該特別地域における存続に支障を来す事情があることをいう。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種は、本要件において絶滅のおそれがあるものとして取扱う。

69 「当該特別地域における当該植物の保存に資する場合」（別表第10号（2））

保護増殖した個体の当該特別地域内への再導入、当該特別地域内における当該種の保存(保護増殖)に必要な知見を得るための調査研究、当該特別地域における当該種の遺伝子を保存するために必要な行為(いわゆるジーン・バンク)等がこれに当たり、専ら他地域へ当該種を移植することを目的とする行為、保護増殖した個体を販売する場合等はこれに含まない。（以下同じ。）

70 「申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの」（別表第12号（1））

例えば、乗入れ規制地域の指定以前から生業として長期にわたり継続して行われていた行為であって、貨物、遊漁等の船舶運航業者が自ら行う動力船の使用、条例による許可を得て行われる行為の遂行、自己所有地の管理のために行う車馬の使用等が考えられる。（以下同じ。）

71 「野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないもの」（別表第15号（1）イ）

例えば、静ひつな雰囲気が保たれている場所において、静ひつさを著しく阻害するような爆音を発することや、野鳥等の生息を脅かしたり、林床植生を踏み荒らすようなこと等が含まれる。（以下同じ。）

72 「地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの」（別表第15号（2））

例えば、地域住民が行う物資の搬送を目的とする車馬の使用等が考えられる。

附 則

この処理基準は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この処理基準の変更は、平成23年7月1日から施行する。